

大阪広域環境施設組合エネルギー管理要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和 元 年 10 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 4 月 4 日

改正 令和 8 年 7 月 22 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）に基づき、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）におけるエネルギーの使用の合理化等を進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(エネルギー管理統括者)

第 2 条 法第 8 条第 1 項に規定するエネルギー管理統括者（以下「統括者」という。）は、事務局長をもって充てる。

(エネルギー管理企画推進者)

第 3 条 法第 9 条第 1 項に規定するエネルギー管理企画推進者（以下「企画推進者」という。）は、施設部長をもって充てる。

- 2 企画推進者は、統括者を補佐するとともに、組合の工場、ルシアス庁舎及び北港事務所（以下「工場等」という。）におけるエネルギーの使用の合理化等に関する業務を総合的に進めるために必要な指導、助言又は調整を行う。

(エネルギー管理員)

第 4 条 法第 12 条第 1 項に規定するエネルギー管理員（以下「管理員」という。）は、工場長及び施設管理課長代理（住之江工場担当）をもって充てる。

- 2 管理員は、工場におけるエネルギー管理に係る業務を統括する。
- 3 管理員は、統括者の求めに応じ、エネルギーの使用の合理化等に関し必要な措置を取らなければならない。
- 4 管理員は、エネルギー管理施設主任（以下「施設主任」という。）を任命又は解任したときは、速やかにその氏名等を、エネルギー管理施設主任任命・解任届出書（第 1 号様式）により統括者に報告しなければならない。

(エネルギー管理施設企画者)

第 5 条 ルシアス庁舎及び北港事務所におけるエネルギーの使用の合理化等を進めるため、エネルギー管理施設企画者（以下「施設企画者」という。）を置く。

- 2 施設企画者は、総務課長及び施設管理課長をもって充てる。
- 3 施設企画者は、ルシアス庁舎又は北港事務所におけるエネルギー管理に係る業務を統括する。
- 4 施設企画者は、統括者の求めに応じ、エネルギーの使用の合理化等に関し必要な措置を取らなければならない。
- 5 施設企画者は、施設主任を任命又は解任したときは、速やかにその氏名等を、エネルギー管理施設主任任命・解任届出書（第1号様式）により統括者に報告しなければならない。

（推進体制）

第6条 工場等におけるエネルギーの使用の合理化等を進めるため、工場等に管理員、施設企画者及び施設主任を置く。

- 2 施設主任は、工場等に勤務する職員の中から管理員又は施設企画者が任命する。

（エネルギー管理施設主任の職務）

第7条 施設主任は、管理員又は施設企画者を補佐するとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化等に関する業務を具体的に進めなければならない。

（エネルギー管理連絡調整会議）

第8条 統括者は、エネルギーの使用の合理化等の推進について工場等相互間の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、エネルギーの使用の合理化等に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催するものとする。

- 2 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、統括者が定める。

（中長期計画書、定期報告書）

第9条 管理員は、工場等について、法第15条に規定する中長期的な計画の作成及び法第16条に規定する定期の報告の作成に必要な資料を統括者に提出しなければならない。

（工場等におけるエネルギーの年度使用量の報告）

第10条 企画推進者は、工場等におけるエネルギーの年度使用量（法第7条第2項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量をいう。以下同じ。）に係る資料を集約し、統括者に提出しなければならない。

- 2 管理員及び施設企画者は、工場等についての前項の資料を、企画推進者に提出しなければならない。

（管理標準）

第11条 統括者は、工場等における包括的な管理標準（平成25年経済産業省告示第268号に規定する管理標準をいう。以下同じ。）を設定する。

- 2 管理員は、統括者の指導・助言のもと、工場における管理標準を設定する。

(エネルギー管理台帳)

第 12 条 企画推進者、管理員及び施設企画者は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化等に関する事項を記載した台帳（以下「エネルギー管理台帳」という。）を整備する。

2 エネルギー管理台帳は、次表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

企画推進者	第 2 号様式（組合全体）
管 理 員	第 3 号様式（工 場）
施設企画者	第 4 号様式（ルシウス庁舎・北港事務所）

(記録の保存等)

第 13 条 企画推進者、管理員及び施設企画者は、エネルギーの使用の合理化等に関する業務の記録書類を整備し、当該書類について法令に定めがあるものを除くほか、書類の種類に応じて必要な期間保存しなければならない。

(職員以外の者の施設使用)

第 14 条 管理員及び施設企画者は、工場等を職員以外の者に使用させようとするときは、管理標準を遵守させなければならない。

(事務局)

第 15 条 中長期計画書・定期報告書の提出等、法に定められた業務を遂行する実務的な業務の取りまとめの事務局は、総務課とする。

(施行の細目)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、統括者が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。